

障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定により、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について、次のとおり公表します。

令和6年3月26日

東海村長
東海村教育委員会
東海村議会
東海村農業委員会
東海村監査委員

1 目標の達成状況

（1）採用に関する目標

機関名	村長部局、教育委員会事務局
目標	実雇用率（毎年6月1日現在）について、各年度、当該年6月1日時点の法定雇用率を満たす。
評価方法	実雇用率については、法第40条の規定に基づく障害者任免状況通報により把握し、進捗を管理していく。
達成状況	令和5年6月1日時点における実雇用率は2.76%であり、法定雇用率（2.6%）を上回っており、法定雇用障害者数を満たす結果となった。

機関名	議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局
目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
評価方法	理解度をアンケート調査により把握し、進捗を管理していく。
達成状況	アンケートを実施し、所属職員11名からの回答により、次のとおり把握した。 ○障害者雇用促進法の内容に係る理解度 63.6% ○法定雇用率以上の割合による障害者の雇用義務 81.8% ○障害者活躍推進計画の策定の事実 63.6%

(2) 定着に関する目標

機関名	村長部局
目標	不本意な離職を極力生じさせない。
評価方法	障害者である職員について、障害者任免状況通報の時点における定着状況を把握し、進捗を管理していく。
達成状況	不本意な離職は生じなかった。

機関名	村長部局
目標	満足度について、初年度の数値以上を満たす。 ※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。
評価方法	現に就労する障害者である職員について、アンケート調査により把握し、進捗を管理していく。
達成状況	アンケート調査を実施し、障害者である職員 10 名からの回答において、東海村役場に就職し、現在働いていることについて「満足（どちらかと言えば満足）」と回答した職員の割合は、100%であった。 ※令和3年6月時点：87.5%，令和4年6月時点：100%

機関名	村長部局
目標	ワーク・エンゲージメントについて、初年度の数値以上を満たす。 ※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。
評価方法	現に就労する障害者である職員について、数値をアンケート調査により把握し、進捗を管理していく。
達成状況	アンケート調査を実施し、障害者である職員 10 名からの回答において、次のとおり数値を把握した。 ○仕事に誇りや、やりがいを感じていると思う 90% ○仕事に熱心に取り組めていると思う 100% ○仕事から活力を得ていきいきしていると思う 80%

2 取組の実施状況（各任命権者共通）

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備について

○障害者である職員（会計年度任用職員）について、引き続き、水戸公共職業安定所

の「職場適応支援者」を活用し、職場適応に向けて支援した（R5.4月～R6.3月　計7回、相談対応による支援実施）。

（2）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出について

○障害者である職員一人ひとりの障害の特性や能力、本人の希望等を踏まえた人員配置に努めた。

（3）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○障害者である職員が働きやすい職務環境の実現を図るため、引き続き、エレベーターや多目的トイレ、障害者専用駐車スペース等を維持管理したほか、廊下や執務室内の十分な通路幅を確保した。

○令和5年度の採用者について、水戸公共職業安定所及び日立公共職業安定所に対し「職場適応支援者」を活用し、職場適応に向けて支援できるよう依頼した。